

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

被告 社会福祉法人 S

証拠説明書 (乙20～21)

平成28年9月8日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士(担当)北 條

愛



号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日 作成者	立証趣旨
乙20	「9:00～10:00までの職員配置」と題する図面 (写し)	H25.3.22 被告職員HR	平成25年3月22日9時から10時の間の施設内の職員配置。
乙21	Googleマップ (写し)	印刷日: H28.8.31 作成者: Google	被告の施設からアピタ店までは、徒歩15ないし17分の距離があること。